

宮前区役所パンフレットラック設置運用事業仕様書

1 目的

この仕様書は、川崎市宮前区役所において、設置事業者がパンフレットラックを設置し、これを媒体としてパンフレットによる広告を掲載することによりパンフレットラックの運用を行う事業を実施するにあたって必要な条件等を定めるものである。

2 パンフレットラックの設置等

(1) 設置場所等

設置場所等は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により設置場所の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置事業者との協議により変更できるものとする。

設置場所（宮前区役所）【別紙1参照】

種別	設置場所	台数	仕様・サイズ
パンフレットラック	区役所 2階 区民課 待合スペース	1台	キャスター付き等の移動可能な物 縦 1,500mm×横 1035mm×奥行 465mm 程度
パンフレットラック	区役所 2階 保険年金課 発券機横	1台	キャスター付き等の移動可能な物 縦 1,185mm×横 769mm×奥行 345mm 程度

(2) 設置・撤去

ア 設置方法

パンフレットラックは設置期間開始の前日までに、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること。

(ア) 転倒防止

パンフレットラックの設置に当たっては、転倒などによる事故防止のために必要な安全対策を講じること。

(イ) 施設利用

施設利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、施設管理者の指示があった場合は、その指示に従うこと。

また、パンフレットラックに安全上必要な措置を講じること。

イ 撤去

設置期間が終了した時、又は、契約を解除した時は、パンフレットラックを撤去し、原状回復を行うこと。

ウ 費用負担

パンフレットラックの設置、移設及び撤去に関する工事、転倒防止並びに安全対策に要する一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

3 規格等

設置するパンフレットラックは、次の各号の全てを満たす規格とすること。

(1) デザイン

ア 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。

イ 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するため、川崎市HPで公表している「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」に適合すること。

(URL : <http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-3-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

(2) その他

ア パンフレットラックに関する問い合わせ等に対応するため、パンフレットラックに設置事業者の連絡先を明記すること。

4 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

ア 設置事業者は、パンフレットラックに適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

(2) 広告内容

ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとする。

イ 広告募集にあたり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

5 運用業務

- (1) パンフレットラックに関する問合せやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。
- (2) パンフレットラックのメンテナンス及び清掃を定期的に行い、故障や破損・汚損等不具合が発生した場合には、その都度補修等の対応を行うこと。
- (3) パンフレットラックの維持管理に係る一切の費用は設置事業者の負担とすること。

6 その他

(1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。

【別紙1】
設置場所
(区役所2F)

